

ふれあいホーム 運営規程 指定介護老人福祉施設

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人サルビア福祉会が開設する指定介護老人福祉施設（以下「事業所」という）が行う介護老人福祉の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

（施設の目的及び運営の方針）

- 第2条 事業所の介護老人福祉従業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を年頭に置いて、入浴、排泄、食事介助等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにすることを目指すものとする。
- 2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 指定介護老人福祉施設 ふれあいホーム
- 2 所在地 神戸市長田区三番町1丁目4-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

〈主な職員の配置状況〉（併設型短期入所生活介護 5床含む）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	指定基準
管 理 者	0名	1名	0名	0名	1名
生 活 相 談 員	0名	2名	0名	0名	1名
介 護 職 員	15名以上	0名	10名以上	0名	17名
看 護 職 員	2名以上	0名	3名以上	0名	3名
機能訓練指導員	1名	0名	0名	0名	1名
医 師	0名	0名	2名	0名	必要数
管 理 栄 養 士	0名	1名	0名	0名	1名

（介護老人福祉事業の利用人員）

第5条 事業所の利用定員は、55人とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

（介護老人福祉事業の内容及び料金その他の費用の額）

第6条 介護老人福祉事業の内容は次のとおりとする。

- ① 居室の提供、入浴、食事、排泄サービス
- ② 生活指導（相談・援助等） レクリエーション

- ③ 社会生活上の便宜の供与
- ④ 健康管理
- ⑤ その他

- 2 前項の支払いを受ける額（自己負担額）は次の通りとする。
- (1) 法定給付

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※介護保険負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。

従来型個室・要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,208 円	6,945 円	7,715 円	8,453 円	9,180 円
2. サービス利用料金負担額					
介護保険負担割合 1割の方	621 円	695 円	772 円	846 円	918 円
介護保険負担割合 2割の方	1,242 円	1,389 円	1,543 円	1,691 円	1,836 円
介護保険負担割合 3割の方	1,863 円	2,084 円	2,315 円	2,536 円	2,754 円
3. 居室に係る負担額	1,231 円				
4. 食事に係る負担額	1,700 円				
5. 負担額合計（2+3+4）					
介護保険負担割合 1割の方	3,552 円	3,626 円	3,703 円	3,777 円	3,849 円
介護保険負担割合 2割の方	4,173 円	4,320 円	4,474 円	4,622 円	4,767 円
介護保険負担割合 3割の方	4,794 円	5,015 円	5,246 円	5,467 円	5,685 円

多床室・要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,208 円	6,945 円	7,715 円	8,453 円	9,180 円
2. サービス利用料金負担額					
介護保険負担割合 1割の方	621 円	695 円	772 円	846 円	918 円
介護保険負担割合 2割の方	1,242 円	1,389 円	1,543 円	1,691 円	1,836 円
介護保険負担割合 3割の方	1,863 円	2,084 円	2,315 円	2,536 円	2,754 円
3. 居室に係る負担額	915 円				
4. 食事に係る負担額	1,700 円				
5. 負担額合計（2+3+4）					
介護保険負担割合 1割の方	3,236 円	3,310 円	3,387 円	3,461 円	3,533 円
介護保険負担割合 2割の方	3,857 円	4,004 円	4,158 円	4,306 円	4,451 円
介護保険負担割合 3割の方	4,478 円	4,699 円	4,930 円	5,151 円	5,369 円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払

い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

〔単位：円〕（日額概数）

対象者		区分	居住費		食費
			多床室	個室	
生活保護受給のかた		利用者負担 第1段階	0 円	380 円	300 円
世帯全員が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者				
	本人年金収入等 80 万円以下の方	利用者負担 第2段階	430 円	480 円	390 円
	本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方	利用者負担 第3段階①	430 円	880 円	650 円
	本人年金収入等 120 万円超の方	利用者負担 第3段階②	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方		利用者負担 第4段階	915 円	1,231 円	1,700 円

介護給付サービス加算について

加 算	加 算 条 件
外 泊 時 費 用	病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合
外泊時在宅サービス利用費	入居者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合
初 期 加 算	入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後 30 日に限り加算
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先へ栄養管理に関する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
退所前訪問相談援助加算	入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行

	った場合
退 所 時 相 談 援 助 加 算	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合
退 所 前 連 携 加 算	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合
退 所 時 情 報 提 供 加 算	入所者が退所し医療機関に入院する場合に、入居者の心身の状況等の情報を提供した場合
協 力 医 療 機 関 連 携 加 算	協力医療機関との間で、入居者の情報を共有する会議を定期的に開催した場合
栄 養 マ ネ ジ メ ン ト 強 化 加 算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
経 口 移 行 加 算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
経 口 維 持 加 算	誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合
口 腔 衛 生 管 理 加 算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合
療 養 食 加 算	利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合
特 別 通 院 送 迎 加 算	透析を要する入居者に対しやむを得ない事情により送迎を行った場合
配 置 医 師 緊 急 時 対 応 加 算 (勤 務 時 間 外)	配置医師が通常の勤務外に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合
配 置 医 師 緊 急 時 対 応 加 算 (早 朝 又 は 夜 間)	配置医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合
配 置 医 師 緊 急 時 対 応 加 算 (深 夜)	配置医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合
看 取 り 介 護 加 算	医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
在 宅 復 帰 支 援 機 能 加 算	在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合
在 宅 ・ 入 所 相 互 利 用 加 算	入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算	認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
認 知 症 チ ー ム ケ ア 推 進 加 算	認知症ケアに関する専門研修を修了した者が認知症の症状に対応するチームを組み、計画に基づいてケアを実施した場合
認 知 症 行 動 ・ 心 理 症 状 緊 急 対 応 加 算	医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者を受

	け入れた場合
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合
排泄支援加算	排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し多職種が協働して支援計画を作成しその計画に基づき支援した場合
自立支援促進加算	医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合
科学的介護推進体制加算	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
安全対策体制加算	施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備
高齢者施設等感染対策向上加算	医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、感染症の発生時に医療機関等と連携し適切に対応した場合
生産性向上推進体制加算	委員会において、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討し実施・確認する
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置
日常生活継続支援加算	認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
看護体制加算	(Ⅰ) 常勤の看護師の配置 (Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
生活機能向上連携加算	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
個別機能訓練加算	機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
A D L 維持等加算	利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
常勤医師配置加算	常勤専従の医師を1名以上配置している場合
精神科医療養指導加算	認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)入所者のうち障害をお持ちの方が50%以上で、 障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合 (Ⅱ)入所者のうち障害をお持ちの方が50%以上で、 障害者生活支援専門員を2名以上配置していた場合
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止のための指針の整備、対策を検討する委員会の設置、従業者への研修等を行っていない場合
安全管理体制未実施減算	事故の発生・再発を防止するための措置が講じられていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための指針の整備、対策を検討する委員会の設置、従業者への研修等を行っていない場合
事業継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時にサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定していない場合
栄養マネジメント未実施減算	入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合
介護職員等処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

○介護給付サービス加算額（1日あたり 1単位 10.54円換算）

加算	単位数	サービス 利用料金	自己負担		
			1割	2割	3割
外泊時費用（月6日まで）	246単位	2,592円	260円	519円	778円
外泊時在宅サービス利用費用 （月6日まで）	560単位	5,902円	591円	1,181円	1,771円
初期加算（30日まで）	30単位	316円	32円	64円	95円
退所時栄養情報連携加算	70単位	737円	74円	145円	222円
再入所時栄養連携加算	200単位	2,108円	211円	422円	633円
退所前訪問相談援助加算	460単位	4,848円	485円	970円	1,455円
退所後訪問相談援助加算	460単位	4,848円	485円	970円	1,455円
退所時相談援助加算	400単位	4,216円	422円	844円	1,265円
退所前連携加算	500単位	5,270円	527円	1,054円	1,582円
退所時情報提供加算	250単位	2,635円	264円	527円	791円
協力医療機関連携加算	50単位	527円	53円	106円	159円
栄養マネジメント強化加算	11単位	115円	12円	23円	35円
経口移行加算	28単位	295円	30円	59円	89円
経口維持加算（Ⅰ）月1回算定	400単位	4,216円	422円	844円	1,265円
経口維持加算（Ⅱ）月1回算定	100単位	1,054円	106円	211円	317円

口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位	948 円	95 円	190 円	285 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位	1,159 円	116 円	232 円	348 円
療 養 食 加 算	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円
特 別 通 院 送 迎 加 算	594 単位	6,260 円	626 円	1,252 円	1,878 円
配 置 医 師 緊 急 時 対 応 加 算					
（1）勤務時間外	325 単位	3,425 円	343 円	685 円	1,028 円
（2）早朝・夜間	650 単位	6,851 円	686 円	1,371 円	2,056 円
（3）深夜	1,300 単位	13,702 円	1,371 円	2,741 円	4,111 円
看 取 り 介 護 加 算					
（1）看取り介護加算（Ⅰ）					
・死亡日以前 30 日以上 45 日以下	75 単位	790 円	79 円	158 円	237 円
・死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円
・死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位	7,167 円	717 円	1,434 円	2,151 円
・死亡日	1,280 単位	13,491 円	1,350 円	2,699 円	4,048 円
（2）看取り介護加算（Ⅱ）					
・死亡日以前 30 日以上 45 日以下	75 単位	790 円	79 円	158 円	237 円
・死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円
・死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位	8,221 円	823 円	1,645 円	2,467 円
・死亡日	1,580 単位	16,653 円	1,666 円	3,331 円	4,996 円
在 宅 復 帰 支 援 機 能 加 算	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円
在 宅 ・ 入 所 相 互 利 用 加 算	40 単位	421 円	43 円	85 円	127 円
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 （Ⅰ）	3 単位	31 円	4 円	7 円	10 円
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 （Ⅱ）	4 単位	42 円	5 円	9 円	13 円
認 知 症 チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	1,581 円	159 円	317 円	475 円
認 知 症 チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円
認 知 症 行 動 ・ 心 理 症 状 緊 急 対 応 加 算	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円
褥 瘡 マ ネ ジ メ ン ト 加 算 （Ⅰ）	3 単位	31 円	4 円	7 円	10 円
褥 瘡 マ ネ ジ メ ン ト 加 算 （Ⅱ）	13 単位	137 円	14 円	28 円	42 円
排 せ つ 支 援 加 算 （Ⅰ）	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円
排 せ つ 支 援 加 算 （Ⅱ）	15 単位	159 円	16 円	32 円	48 円
排 せ つ 支 援 加 算 （Ⅲ）	20 単位	211 円	22 円	43 円	64 円
自 立 支 援 促 進 加 算	300 単位	3,162 円	317 円	633 円	949 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	421 円	43 円	85 円	127 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位	527 円	53 円	106 円	159 円
安全対策体制加算（入所時 1 回）	20 単位	211 単位	22 円	43 円	64 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	52 円	6 円	11 円	16 円

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	231 円	24 円	47 円	70 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	12 単位	126 円	13 円	26 円	38 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36 単位	379 円	38 円	76 円	114 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円
看護体制加算（Ⅱ）イ	13 単位	137 円	14 円	28 円	42 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22 単位	231 円	24 円	47 円	70 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	28 単位	295 円	30 円	59 円	89 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位	126 円	13 円	26 円	38 円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円
A D L 維持等加算（Ⅰ）	30 単位	316 円	32 円	64 円	95 円
A D L 維持等加算（Ⅱ）	60 単位	632 円	64 円	127 円	190 円
若年性認知症入所者受入加算	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円
常勤医師配置加算	25 単位	264 円	27 円	53 円	80 円
精神科医療養指導加算	5 単位	52 円	6 円	11 円	16 円
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26 単位	275 円	28 円	55 円	83 円
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41 単位	433 円	44 円	87 円	130 円
身体拘束未実施減算	所定単位数の 90%				
安全管理体制未実施減算	-5 単位	-52 円	-6 円	-11 円	-16 円
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 99%				
事業継続計画未策定減算	所定単位数の 97%				
栄養マネジメント未実施減算	-14 単位	-147 円	-15 円	-30 円	-45 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 14.0%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 13.6%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 11.3%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 9.0%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	所定単位数の 4.7%～12.4%				

(2) その他

・理容・美容サービス・その他（実費負担）

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(衛生管理等)

第7条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（緊急時における対処方法）

- 第8条 従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

- 第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密の保持）

- 第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第14条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第15条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 （3）介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
 （1）介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 （2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（従業員の研修等）

第18条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
 （2）継続研修 年2回以上

（記録の整備）

第19条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第20条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人サルビア福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第21条 指定介護老人福祉施設サービス利用者には次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- 1 施設内の他の利用者に迷惑をかける行為を慎むこと。
- 2 無断外出の禁止。
- 3 施設所有の設備及び備品に損害を与えない。
- 4 その他管理者が定めたこと。

(附則) この規定は、平成14年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成17年10月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

(附則) この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。